

【件名】フランスの国境管理（移動制限の解除）

6月12日、ル・ドリアン欧州・外務大臣とカスタネール内務大臣は連名でコミニケを発表したところ、概要を以下のとおりお知らせします。

1 フランスと欧州における状況の改善に基づき、また、11日の欧州委員会の勧告に基づき、フランスは6月15日朝（0時00分）、COVID19対策のために実施された欧州域内国境における移動制限（陸・空・海）の全てを解除する。

6月15日以降、欧州域内（EU加盟国及びアンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、バチカン）から渡航する人々は、2020年3月18日以前と同様に、COVID19対策に関連するいかなる制限も受けずに仏国領域内に入国可能。

相互主義により、スペイン及び英国との間の国境では制限が継続する。

ースペインは COVID19 関連の移動制限及び欧州から空路で入国する者に対する14日間の隔離を6月21日まで維持することを決定した。スペイン当局との合意の下、フランスは、現在実施中の制限を6月21日まで維持する。同日まで、スペインからの入国者はフランス到着後14日間の隔離が要請される。

ー英国は、6月8日にフランスからの入国者に対する14日間の隔離義務を実施した。したがって、6月15日以降、英国からの入国者はCOVID19対策に関連した入国制限の対象とはもはやならないが、新たな決定がなされるまで、到着後の14日間の隔離が要請される。

2 11日の欧州委員会の勧告に基づき、フランスは7月1日以降、シェンゲン協定域外との国境の段階的な開放を行う。右は、第三国における感染状況に応じて、またその実施前までに欧州レベルで決定される要件にしたがって、段階的かつ差異のある方法で行われる。

フランス国内の大学に、より大勢の留学生を確保するため、国籍を問わず留学生の渡仏を受け入れる。また留学生の仏国入国時の所要手続きは簡易化される。留学生ビザ及び滞在許可証は優先的に発給される。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：０３－８８５２－８５００

（フランス国外からは（＋３３）３－８８５２－８５００）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（了）